

## まちの子育てひろば事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを解決し、互いに情報交換できる身近な拠点として、保育所や児童館等を活用した「まちの子育てひろば」の開設を促進するため、専門家やボランティアによる相談、情報提供を行うなど、地域全体で子育てを支えるしくみづくりを推進する。

### (まちの子育てひろばの活動内容)

第2条 「まちの子育てひろば」は、次の活動を実施するものとする。

- (1) 保育所、幼稚園、児童館や助産院等を活用し、だれでも気軽に集える場の提供
- (2) 子育てに関する情報を広く県民に提供するためのひろば掲示板の設置及び子育て・子育てに関する情報提供
- (3) 保育士、幼稚園教員、保健師、助産師、看護師などの協力を得た、親子の健康づくりや育児に関する悩み相談等
- (4) 昔遊びや親子料理教室など、親と子のさまざまな体験活動やふれあい交流の実施
- (5) その他、保育所が実施する一時的保育事業などを活用した乳幼児の一時預かり、子育てサークルづくりの支援やひろばを開設・運営する子育てサークル等への支援等

### (実施主体等)

第3条 この事業は、県が市町や各種団体と緊密に連携し、かつ県民の参画と協働の下に実施するものとする。

- 2 県は広域的な見地から、まちの子育てひろば事業の総合的な企画調整、広報啓発等を行う。
- 3 市町は、地域の実情に応じた子育て支援施策を推進するにあたり、当該市町において実施する、まちの子育てひろば事業の担い手との連携を図るとともに、地域住民への周知に努めるものとする。

### (推進体制)

第4条 県は、地域ぐるみの子育て支援の主体的な取り組みを支援するため、県少子対策本部及び県・市町少子対策協働会議等の場を活用して、まちの子育てひろば事業を全県的に推進する。

- 2 県民局及び県民センターにおいて、まちの子育てひろば事業の推進を図るために、管内市町の担当課と連携を図るとともに、市町の地域子育て支援拠点等との情報交換等を図り、地域ぐるみの子育て支援を推進する。

### (まちの子育てひろばコーディネーターの配置及び業務)

第5条 県は、まちの子育てひろばへの支援の充実強化と地域での定着促進を図るため、次のとおり、まちの子育てひろばコーディネーターを配置する。

- (1) 配置場所  
県（本庁・県民局・県民センター）
- (2) 配置人員  
予算の範囲内において、必要な人員を配置する。

2 まちの子育てひろばコーディネーターは、まちの子育てひろば事業の推進に必要な次の業務を行うものとし、職務・身分等は別途定める。

- (1) 本庁に配置するコーディネーターの業務
  - ア 子育てに関する全県情報の集約及び県民局・県民センターに配置するコーディネーター等への情報発信
  - イ 全県の関係機関・団体との連絡調整及び情報交換
  - ウ その他事業推進にあたって必要な業務
- (2) 県民局・県民センターに配置するコーディネーターの業務
  - ア まちの子育てひろばの開設・運営支援
  - イ 県民局・県民センター管内の子育て支援情報の集約及び発信

- ウ 県民局・県民センター管内の関係機関・団体・専門ボランティア等との連絡調整及び情報交換
- エ 県民局・県民センター管内の各市町との連絡調整、情報交換
- オ その他事業推進にあたって必要な業務

(体験活動指導員の配置及び業務)

第6条 まちの子育てひろばへの体験活動の支援を行うため、次のとおり体験活動指導員を配置する。

- (1) 配置場所  
県立こどもの館
- (2) 配置人員  
予算の範囲内において、必要な人員を配置する。

2 県立こどもの館に配置する体験活動指導員は、まちの子育てひろば事業の推進に必要な次の業務を行うものとし、職務・身分等は別途定める。

- (1) まちの子育てひろば等からの要請により、人形劇、紙芝居、読み聞かせ、工作などの体験活動指導等の実施
- (2) その他事業推進にあたって必要な事項

(関係団体等による支援)

第7条 県は、事業を円滑に実施するため、県・市町社会福祉協議会、県保育協会、県私立幼稚園協会、県老人クラブ連合会、県看護協会、助産師会県支部、コープこうべ、NPOその他の関係団体等からの支援・協力を求めるものとする。

(広報・啓発)

第8条 県は、まちの子育てひろばの普及を図るため、市町及び関係団体と連携し、事業の効果的な広報・啓発を図る。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

- 平成14年4月1日
- 平成15年4月1日 (一部改正)
- 平成16年7月1日 (一部改正)
- 平成17年4月1日 (一部改正)
- 平成18年4月1日 (一部改正)
- 平成20年4月1日 (一部改正)
- 平成26年4月1日 (一部改正)